

三重県飲食店時短要請協力金【第2期】

(令和3年5月9日(12日)～令和3年5月31日)

【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年6月1日(火)から同年7月2日(金)まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ受付 令和3年7月2日(金)まで(消印有効)

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請協力金【第2期】事務局 宛

※他の申請書類と分別するため、宛先は必ず「三重県飲食店時短要請協力金【第2期】事務局」としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

①三重県庁のホームページからダウンロード

(https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00003.htm)



②郵送にて請求(上記宛先へ請求、令和3年6月18日(金)までの受付(消印有効))

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請協力金相談窓口

電話番号：059-224-2335

受付時間：9時から17時まで(平日のみ)

開設期間：令和3年7月21日(水)17時まで